

## 他の項目

- [スレ13の771氏による解説](#)
- [音楽業界の実情](#)

等も参照のこと

- [権利関係の業界用語](#)
  - [音楽著作権](#)
    - [音楽出版権](#)
    - [原盤権](#)
- [JASRAC関連](#)
  - [著作権管理委託](#)
  - [委任](#)
  - [信託](#)
- [JASRAC以外の選択肢](#)
- [通信カラオケに配信して、着うたも配信して、ネット上でも自由に使える方法 Ver.200712201739](#)
- [その他の音楽業界関連事項](#)
  - [原盤](#)
  - [ISRC \( International Standard Recording Code\)](#)
  - [ISWC \(International Standard Musical Work Code\)](#)
  - [原盤権](#)
  - [日本レコード協会](#)
  - [音楽出版社](#)
- [印税](#)
  - [印税の配分](#)

## 権利関係の業界用語

### 音楽著作権

音楽の著作物についての著作権のこと、あるいは特に以下の「音楽出版権」と「原盤権」のことを「音楽著作権」と呼んでいる。

### 音楽出版権

楽曲(歌詞と曲)についての著作財産権のことを「音楽出版権」、あるいは単に「出版権」と呼んでいる。

### 原盤権

著作権法の「レコード製作者の権利」

## JASRAC関連

- [JASRACの一般回答](#) ( JASRAC登録曲の利用についてなど )

### 著作権管理委託

著作権等管理事業法(著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者についての法)に基づいて行われる契約。著作権を信託して管理してもらう契約と、委任によって管理してもらう契約がある。著作権の全部について管理が行えるのは今のところJASRACだけであるらしい。ちなみにJASRACは信託契約しか受け付けていない。

### 委任

法律行為をすることを他人に委託し、承諾することによって成立する諾成・不要式の契約。元の権利者に権利が残る。

### 信託

財産権の移転その他の処分をして、他人に一定の目的に従って財産の管理や処分をさせる契約。受託者(信託を引き受ける人)に権利が移る。

## JASRAC以外の選択肢

1スレ797

<http://pc11.2ch.net/test/read.cgi/streaming/1197894122/797>

797 名前: 名無しさん@お腹いっぱい。 []: 2007/12/19(水) 19:26:11 ID:mu35Kv4D0 (2)

音楽著作権管理を他人に任ず場合は・・・、こちら

音楽著作権管理事業を手掛ける主な団体・企業

<http://www.nmrc.jp/hikaku4.html>

団体名(略称) URL 設立/資本金/代表者 規約(リンク)集

\* 日本音楽著作権協会 (JASRAC)

指定著作権等管理事業団体 <http://www.jasrac.or.jp/network/> 1939年11月設立

5億235万円(基本金)

吉田茂理事長 JASRAC規約(pdf)

\* (株) ジャパン・ライツ・クリアランス (JRC)

著作権管理事業者 <http://www.japanrights.com/index.html> 2000年12月設立

5900万円

荒川祐二社長 JRC規約

\* (株) イーライセンス

著作権管理事業者 <http://www.elicense.co.jp/> 2000年10月設立

2億2650万円

三野昭洋社長 イーライセンス規約

\* ダイキサウンド(株)

著作権管理事業者 <http://www.daiki-sound.jp/> 1999年6月設立

6億400万円

木村裕治社長 ダイキサウンド規約

\* (株) アジア著作権協会 (ACA)

著作権管理事業者 <http://www.asia-ca.com/> 2002年6月設立

古山英雄代表取締役 使用料規程(PDF)

\* (株) ジャパンデジタルコンテンツ (JDC)

著作権管理事業者 <http://www.jdc.jp/> 2003年1月設立

土井宏文代表取締役 準備中

音楽著作権管理を個人で管理する場合は・・・、こちら

今は機材発達してるから、普通に音楽で稼ぐなら、著作権商売の連中なんか不要、全部、個人でできる。

自分でiTunesに配信する できる(デジタルプロバイダやCD babyとかに出せばいいだけ)

CD売る アマゾンで委託販売やってて、インディーズの人はみんなやってる

カラオケに流す ジャスラック登録じゃない曲もいくつもあって、個別に作者と交渉すればいいだけ

着うたで売る 上記と同じ。インディーズの着うたで何万ダウンロードとかよくある

それなのに、なんで、カスラックとかダウンロード出版社とか金儲けしようとしてる？

## 通信カラオケに配信して、着うたも配信して、ネット上でも自由に使える方法 Ver.200712201739

### 免責事項等

このテキストは、原筆者がJASRACへ電話で質問した結果得られた返答を元にまとめたものですが、原筆者は著作権を熟知しているわけではないため、間違いが含まれているおそれがあります。もし、著作権を熟知している方がおられましたら、ぜひとも添削・修正をお願いします。

### JASRACに最低限信託すべき支分権および利用形態

- ・演奏権等
- ・録音権等
- ・業務用通信カラオケ

### JASRACに信託してはいけない支分権および利用形態

- ・インタラクティブ配信

(その他の支分権および利用形態は自己管理しても、JASRACに信託してもOK)

### メリット

- ・通信カラオケで配信できる  
全ての交渉はJASRACと通信カラオケ業者との間で行い、作者が動く必要はない
- ・ニコ動やネット上での配布は、JASRACではなく作者の自己管理  
作者の許可さえあれば自由に行える。JASRACは関知しない、

## デメリット

- ・着うた配信する場合は、ドワンゴと作者が独自に交渉する必要がある  
作者と配信の交渉をするときに、著作権料の交渉も同時に行えばいい
- ・オフ会等、リアルで演奏する場合はJASRACへの申請が必要  
これはどうしようもない、既存曲と同じ扱いになるとして、これだけは我慢して...

## 問題点

- ・ドワンゴが、みくみくの著作権を、インタラクティブ配信も含めてJASRACに信託していること  
少なくともインタラクティブ配信だけは自己管理に変更を！是が非でも今年中に！！

## その他の音楽業界関連事項

### 原盤

元々はレコード作成に必要なマスターのこと。デジタル化により、十分な品質のデータ（およびそれが書き込まれた、安定なメディア）のことを指すようになったようだ。

原盤の存在によって、原盤権が発生すること等から、原盤の扱いには注意が必要（原盤を持っていれば次項のISRCの登録が可能?）。

### ISRC (International Standard Recording Code)

国際標準レコーディングコード

ISOで決まっている（ISO 3901）識別コードで、日本ではRIAJからレーベルコードが付与される。  
レーベルコード + 連番がふられて、それが1つの原盤に対してユニークな識別コードとなる。  
iTMSでもISRCを用い、原盤使用料がレーベル(原盤権所有者)に支払われる。

(原盤を持っていれば登録可能?)

### ISWC (International Standard Musical Work Code)

国際標準音楽作品コード。

ISOで決まっている（ISO 15707）識別コードで、日本ではJASRACが付与する。

Tから始まる10桁の数字で表され、単一の音楽著作（歌詞と曲のセット）に対して振られ、それが一つの楽曲に対してユニークな識別コードとなる。

ISRCとの関係は紛らわしいが、例えばある一つのISWCを持つ曲でも、カバーの違い、アレンジの違いなどで複数のISRCを持つことがある。

### 原盤権

著作隣接権で、原盤を創った者の権利（[知的権利概観](#)も参照すること）。法律の文面では「レコード製作者の権利」。

日本では、アーティストが持つ場合と、音楽出版者（レコード会社）や所属事務所が持つ場合とがあり、原盤権の確保にこだわる会社の存在も知られている。

原盤権は著作隣接権なので**JASRACの管轄外**である。

- ・原盤権をめぐるケース
  - [YMOの場合 http://www.ymo.org/](http://www.ymo.org/)

### 日本レコード協会

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%83%AC%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%89%E5%8D%94%E4%BC%9A>

### 音楽出版社

ToWrite

## 印税

印税は、出版物やレコード（楽曲）など著作物の著作者に対し、著作物の売り上げに応じて出版社やレコード会社など（版元）が著作者に対して支払う対価をいう。お堅くは「著作権使用料」という。

音楽の場合歌唱印税と著作権印税がある。

## 印税の配分

通常の商業CD一枚を例にとると、全体の配分は大体以下の通りになる。

- 作詞・作曲者（著作権者）：[JASRACの規定](#)により、おおよそ定価の6%が取り分。JASRACの手数料を引かれて、著作権者の元へ。
- アーティスト（実演家）：原盤権者、所属事務所との契約に基づく。定価の3%が大体の相場だが、新人なら1%、大御所なら5%ということもある。
- 小売店：25%
- 原盤権者：残り全部。ただしその中から、CD制作費用や、広告宣伝費などが捻出される。利益は定価の40%程度と言われる。